

OKOPPE 2

魅力・活力・協力が融和し発展するまち

広報

おこっぺ

月号

2013 No.617

<興部町ホームページアドレス>
<http://www.town.okoppe.lg.jp/>

知っておきたい町の家計簿

「健全化判断比率」と「資金不足比率」を公表します
興部町の水産振興に活用して下さい

町長日誌／今月の元気予報／シリーズ⁽¹⁵⁰⁾いま、興部高校では
情報ひろば／おこっぺのできごと



の 家 計 簿

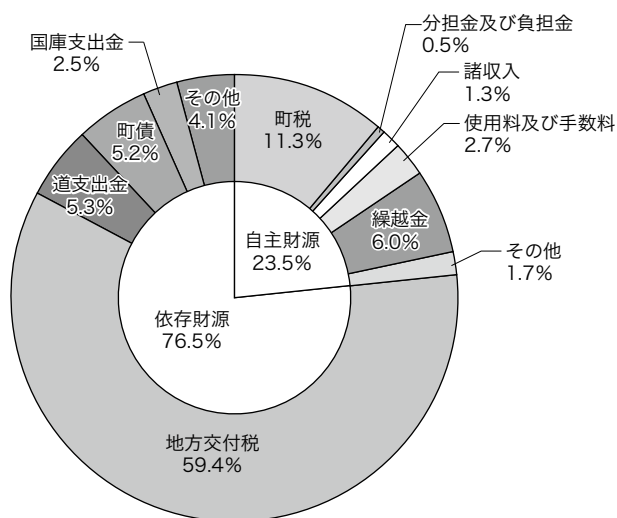
平成 23 年度興部町各会計
決算が、昨年 12 月の第 4 回
町議会定例会で認定されま
した。各会計の決算状況
は、次の通りです。

各会計の決算状況

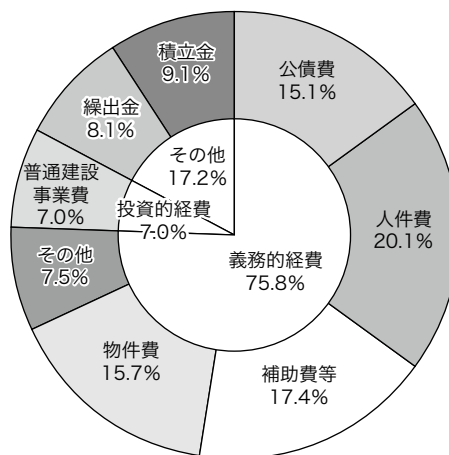
《一般会計》

会 計 名	歳 入	歳 出	差 引（繰越金）
一 般 会 計	42億 626万7千円	40億7,300万0千円	1億3,326万7千円

（歳入）



（歳出）



《特別会計》

会 計 名	歳 入	歳 出	差引（繰越金）	一般会計より繰入金
国民健康保険事業特別会計	6億5,411万9千円	5億9,564万1千円	5,847万8千円	5,000万0千円
後期高齢者医療特別会計	5,050万5千円	4,883万2千円	167万3千円	1,409万0千円
介護保険事業特別会計	2億6,380万3千円	2億3,916万6千円	2,463万7千円	3,890万6千円
介護サービス事業特別会計	6,330万8千円	5,691万5千円	639万3千円	2,066万0千円
簡易水道事業特別会計	3億 893万0千円	3億 879万9千円	13万1千円	3,081万3千円
公共下水道事業特別会計	3億1,158万7千円	3億 791万0千円	367万7千円	1億7,748万5千円

《企業会計》

会 計 名	歳 入	歳 出	差引（繰越金）	一般会計より繰入金
国 保 病 院 事 業 会 計	5億5,161万0千円	5億3,187万7千円	1,973万3千円	2億2,100万0千円

※ 国保病院事業会計については、上記の他に出資金に係る分があります。



平成 23 年度
興部町各会計
決算状況

知っておきたい町

町債残高の状況

町では、各種施設建設や道路整備等々の事業を進めるにあたり、その財源の一部として借金をして資金調達をしています。この借金は、後年度に少しずつ返済していきませんが、この借金のことを町債（起債）といいます。

各会計起債残高の合計は 70 億 5,730 万 1 千円（前年度比△ 4 億 5,246 万 3 千円）で、町民一人当たりでは 169 万円の借金になります。但し、この起債残高の償還金の一部に対し、一定割合が地方交付税によって国から補填されます。

（平成 24 年 12 月 31 日現在の人口 4,164 人）平成 23 年度末における町債の借入残高と、内訳は次のとおりです。

○一般会計起債残高 44 億 1,324 万 0 千円（前年度比 △ 3 億 891 万 1 千円）

《内訳》

（単位：百万円）

区 分	内 容	平成 23 年度末 残高	平成 22 年度末 残高	区 分	内 容	平成 23 年度末 残高	平成 22 年度末 残高
総 務 関 係	民放テレビ放送中継局改修	25	25	土 木 関 係	道 路・ 街 路 整 備	763	854
	風力発電施設整備事業	5	9		河 川 整 備	87	102
	減 税・ 減 収 補 填	88	103		建 設 機 械 整 備	21	24
	臨 時 財 政 対 策 債	1,677	1,594		公 営 住 宅 整 備	687	743
民 生 関 係	福祉保健総合センター建設	191	252	公 園 整 備	公 園 整 備	27	37
	福 祉 バ ス 購 入	0	1	教 育 関 係	興 部 小 学 校 改 築	428	478
農林水産関係	農 道・ 林 道 等 整 備	82	129		興部中学校体育館改築	16	20
	基盤整備（草地改良等）	148	166	そ の 他 の 学 校 施 設 整 備	そ の 他 の 学 校 施 設 整 備	1	4
	町 有 林 野 整 備	50	52		教 員 住 宅 整 備	1	1
	水産物流通加工施設等建設	6	7	公 民 館 整 備	公 民 館 整 備	2	2
	臨海休養施設等整備	0	3		ス ク ー ル バ ス 整 備	13	15
	土壌飼料分析機器購入	14	15	消 防 関 係	救 急 資 器 材 購 入	73	73
					災害復旧関係	8	13
				合 計		4,413	4,722

○特別会計起債残高

（前年度比）

- ・介護サービス事業特別会計 1億1,777万0千円 (△ 1,964万9千円)
- ・簡易水道事業特別会計 11億3,808万0千円 (△ 1,781万7千円)
- ・公共下水道事業特別会計 13億6,201万1千円 (△1億 487万0千円)

○企業会計起債残高

（前年度比）

- ・国民健康保険病院事業会計 2,620万0千円 (△ 121万6千円)



平成 23 年度の主な事業と財源内訳

○財源内訳

(単位：千円)

事業名	決算額	財 源 内 訳			
		国道支出金	町 債	その他特定財源	一般財源
基幹作業道ル口チ線改良事業	17,754	9,055	7,800		899
ホタテ中間育成施設移設事業	55,415	35,500			19,915
興部浜町 1 号道路舗装事業	12,999		11,600		1,399
沙留海岸道路改良舗装事業	19,236			19,236	
移動図書館車購入事業	11,802			11,802	
農業者トレーニングセンター耐震補強・外壁改修事業	31,710	12,287			19,423

○事業の内容

事業名	内 容
基幹作業道ル口チ線改良事業	法面の緑化が風化し礫等が崩れて、側溝も埋もれ、車両通行に支障をきたしていたため、法面整備を実施しました。 改良 230 m
ホタテ中間育成施設移設事業	ホタテの種苗・稚貝の安定した生産を継続するため、中間育成施設の移設、災害対策としてコンクリートブロックの嵩上げを行いました。 ホタテ中間育成施設 48 施設（ブロック 57 個）移設・更新
興部浜町 1 号道路舗装事業	円滑な交通確保と快適な生活環境の向上を図ることを目的に整備しました。 舗装 378 m
沙留海岸道路改良舗装事業	円滑な交通確保と快適な生活環境の向上を図ることを目的に整備しました。 実施設計測量 470 m 改良、舗装 230 m
移動図書館車購入事業	昭和 62 年度に購入した移動図書館車の老朽化が激しいため、新車両に更新しました。 更新 1 台
農業者トレーニングセンター耐震補強・外壁改修事業	農業者トレーニングセンターの耐震化工事を行いました。 建築物耐震補強、外壁改修 一式



経常収支比率

(自由に使えない資金の割合)

町税・地方交付税・使用料手数料などの収入は、自由に使えるお金で「一般財源」といいます。これに対して、人件費・維持補修費・公債費など義務的に支払うものを「経常経費」といいます。「一般財源」から「経常経費」に充てられる割合が「経常収支比率」です。

70%～75%程度が妥当とされていますが80%を超えると財政の硬直化といって好ましくありません。この数値が低ければ、自由に使えるお金が多いことになります。

	H 19 年度	H 20 年度	H 21 年度	H 22 年度	H 23 年度
興 部 町	82.2%	81.6%	76.2%	72.1%	72.4%
オホーツク 管内町村平均	86.8%	86.2%	81.8%	76.4%	77.5%

町債（起債・地方債）

(借金の残高)

前のページでもお知らせしましたが、学校や公営住宅等の各種施設建設や道路整備等々の事業には、多額のお金が必要になります。このお金を、全て税金などで賄おうとすると、他の事業の実施に支障をきたすことになります。そこで、その財源の一部として国等からお金を借りて資金調達しています。この借入金を「町債」といい、端的にいうと町の借金のことです。

H17以降のオホーツク管内町村平均は、合併後町村数で算出しています。

(単位：百万円)

	H 19 年度	H 20 年度	H 21 年度	H 22 年度	H 23 年度
興 部 町	5,896	5,379	5,003	4,722	4,413
オホーツク 管内町村平均	8,638	8,169	8,262	8,064	8,001

用語の解説

- 一般会計：地方公共団体※の会計の中心をなすもので、特別会計で計上される以外の全ての会計。
※ 地方公共団体：一定の地域を基礎とし、その地域内の住民を人的構成要素として、その地域内における行政を行うために憲法上保障された自治権を行使することを目的とする法人をいう。
- 特別会計：特定の歳入歳出を、一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。例えば、公共下水道事業会計は当該事業に係る歳入をもって歳出に充てるということ（公共下水道事業特別会計等）。
- 企業会計：一般的には、株式会社等の民間企業における会計をいうものであるが、地方財政上は地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける公営企業の会計をいう（国民健康保険病院事業会計）。
- 人件費：職員等に対し、給与、報酬として支払われる一切の経費。
- 普通建設事業費：道路、橋梁、河川等の公共土木関係施設や公営住宅等の公共用施設の新設、増設、改良。用地山林等不動産取得の経費。
- 公債費：地方公共団体が借り入れた地方債（町債）等の償還金。
- 繰出金：一般会計と特別会計、又は特別会計相互間において支出される経費。例えば、一般会計から公営企業会計、特別会計に対し建設費、事務費等の補助のため支出されるもの。また基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。
- 物件費：消費的性質の経費。
- 補助費等：公益上必要と認められる補助金、交付金、負担金等。
- 町税：町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税等の、地方公共団体が課税権の主体であるもの。
- 地方交付税：地方公共団体が等しく、その行うべき事務を遂行することができるよう一定の基準により国が交付する税。
- 使用料及び手数料：使用料～行政財産や公の施設の使用、利用の対価として、その使用、利用者から徴収するもの。
手数料～特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を償うため、又は報償として徴収する金銭。
- 国庫支出金：国が特定の事務事業に対し公益性があると認め、その事業の実施に資するため交付する給付金。
- 道支出金：道が特定の事務事業に対し公益性があると認め、その事業の実施に資するため交付する給付金。
- 繰越金：一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額を繰越金という。ただし、条例又は議会の議決により剰金の全部又は一部を翌年度に繰越さないで基金に編入することができるが、この場合予算上は繰越金としては取り扱われない。
- 諸収入：特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称。
- 町債：地方公共団体の地方債。



「健全化判断比率」と「資金不足比率」を公表します

財政健全化法の定めるところにより、平成 23 年度決算を基に算定した興部町の財政健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。

財政健全化法とは

平成 19 年 6 月に財政破綻を未然に予防することを目的として制定されました。自治体の財政の健全度を測るため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの健全化判断比率と公営企業会計における資金不足比率が設けられ、その数値によって「健全段階」、「財政の早期健全化の段階」、「財政の再生の段階」の 3 つの段階に区分されます。

上記の 4 つの比率とは

実質赤字比率とは	一般会計の収支が赤字の場合、その赤字額を標準財政規模（通常収入されるであろう税収や地方交付税などの合計額）で除した比率で、会計が黒字か赤字かを判断する指標です。
連結実質赤字比率とは	一般会計等だけでなく公営企業会計（国保病院会計・簡易水道事業会計・下水道事業会計）やその他の特別会計（国保会計・介護保険会計・介護サービス会計・後期高齢者医療に関する会計）も含めた収支が赤字や資金不足が生じた場合、その赤字額・資金不足額を標準財政規模で除した比率で、会計を合算して黒字か赤字かを判断する指標です。
実質公債費比率とは	一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の額を標準財政規模（補正值）で除した比率です。収入のうち、どのくらいを地方債の借金にあてているかを示す指標で、一部事務組合等も含めて判断します。実質公債費比率は平成 17 年度決算から算定しており、3 ケ年の平均数値を使用します。
将来負担比率とは	町債や債務負担、公営企業債に充当される繰入金、一般会計雇用職員の退職金等将来負担しなければならない債務を標準財政規模で除した比率です。

早期健全化段階とは

「自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る」ことが早期健全化の定義です。4 つの健全化判断比率のうちいずれかの比率が早期健全化基準を超えた場合は、早期健全化団体の適用を受け、「財政健全化計画」を策定し、健全化（基準以内の比率に戻すこと）に努めなければなりません。

財政再生段階とは

早期健全化団体となった自治体がより悪化し、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準を超えた場合は、「財政再生計画」を定め、総務大臣の同意を得ることになります。いわゆる夕張市と同様に国の管理下におかれ、自治権が制限されます。

●興部町の平成 23 年度決算を基に算定した健全化判断比率と国が定めた基準は下記のとおりです。

	興 部 町	国 の 基 準	
	23 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	— %	20.0%	30.0%
実質公債費比率	14.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	15.6%	350.0%	

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がないため算定されません。数値が大きくなるほど、財政が悪化。



- 興部町の平成 23 年度決算を基に算定した公営企業の資金不足比率と国が定めた経営健全化基準は次のとおりです。

特別会計の名称	興 部 町	経営健全化基準
	23 年度決算	
国民健康保険病院会計	— %	20.0%
簡易水道事業会計	— %	
下水道事業会計	— %	

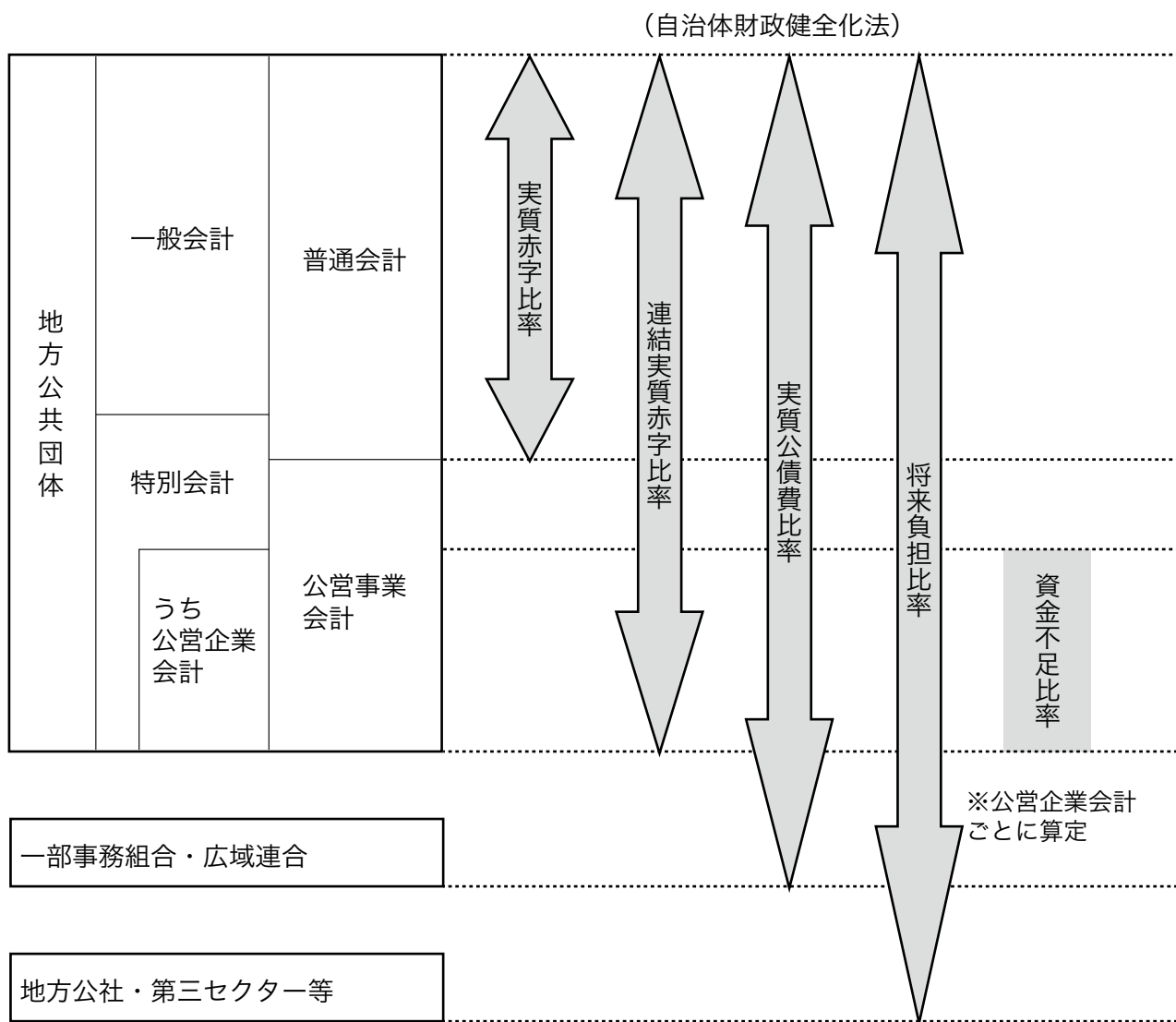
※ 資金不足額がないため算定されませんでした。

資金不足比率とは

公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模（料金収入など主たる営業活動から生じる収益に相当する額）に対してどの程度あるかを示したもので、資金不足額は流動資産（現金預金・未収金等）と流動負債（一時借入金・未払金及び未払費用等）の差額で算定します。

資金不足比率が 20.0%を超えると経営健全化計画を策定しなければなりません。

〈参考〉財政指標の対象範囲のイメージ





町長日誌 No.111

町長日誌の第111号です。町長が日頃町民の皆さんと話し合ったことや色々な出来事を町長自ら書いたものです。町民皆様のご意見・ご要望・ご感想をお待ちしています。

1月17日(木) PM3:00

今日は、日差しが温かくて暮れから続いていた強烈な寒さから少し解放された心持ですが、これでも気温はマイナス10℃以上あるので、私たちの体が寒さ馴れしてしまったようです。

改めまして、新年おめでとうございます。今年も宜しくお願いいたします。連日の降雪と寒さの中でのお正月は如何だったでしょうか？

私は、町長になって初めて三が日、総務課長や消防から電話が来ることもなく静かにのんびりと過ごさせてもらいました。

昨年暮れの政権交代から早いもので1ヶ月が過ぎましたが、「景気回復」が大きな目玉政策で「アベノミクス」などと言われて株価が上昇し、円が1ドル88円台になったと報道されていますが、私たちには「何のこっちゃ？」と思っていたら、この寒さが厳しい中に灯油が値上げされ、ガソリンも上がり、野菜も高騰していて、私たちの財布の中身は出るばかりで入る方は一向に増える気配がありません。

大型補正予算が15日に発表されましたが、大騒ぎするほどの内容とは思えない様にも思えます。いずれにしても、間もなく市町村にも内容が示されるでしょうが行政サイドも民間事業者の皆さんも求めているところは、少なくとも中長期(5～10年)の展望であって、参議院選挙までの景気回復ではないと思います。何故なら、短期的な景気では臨時的雇用はあっても正規に人を雇う事が出来ないからなのです。この10年間、役場を初め民間企業も新規採用を見合わせてきましたし、公共事業の受け皿となる土木建設業界もリストラで人がいないのです。特に今は、東日本大震災復興事業に多くの人手が獲られ、さらには、団塊の世代のリタイアと相俟って担い手不足が地方の活性化を妨げている現状を政治家の皆さんはどこまでご理解されているのでしょうか？

12月26日(水)～27日(木)

暮も押し詰まったこの時期に、西紋別市の首長で中央要請に行ってきました。昨年12月、紋別市に完成しました広域ごみ処理施設の建設補助金復活の要請と、消防無線デジタル化の補助事業確保のための要請です。当初、年明けと考えていましたが、24年度大型補正予算が正月休みを取らずに積み上げるとの情報を道庁から聞きましたので、特別国会が開かれ国会議員の皆さんが在京の時の27日を目掛けて要請に行ってきたわけです。「広域ごみ処理施設補助金の復活？」は、震災復興のため、入る予定の補助金が約2億円減らされていたので補正予算を組むのであればその復活をしてもらいたいと要望しました。「消防無線のデジタル化」は、平成28年5月から全国の消防無線がテレビと同じようにアナログ波からデジタル波に強制的に変えられます。その為、各消防の無線施設の改修整備に5市町村で約7億6千万円(そのうち興部分が1億6千万円)かかる見積もりです。しかし、国の方針にも拘らず補助事業予算額が僅かと言うお粗末な状況で、これも補正予算で事業枠の拡大をしてほしいと要望してきました。

1月17日(木)

町民の方からこんなお葉書が届きましたので紹介させていただきます。

「拝啓、先にゴミの種類は広範囲であり、この分別に困惑する町民を代表してお手紙を出しました。之に対して、道内170余りの自治体の事例の参照が、今回は立派に1頁5品目31頁合計1,705品目も列記され、更に出し方のポイントも添付しており、町民に分かりやすく親切です。これまではゴミを出したものが悪者にされて、その上に取り扱う事業者も限られた日時の中で大きな負担となっていました。これまで再三、ゴミの出し方で研究・努力の上に、この上ない早見表の提供は、町民は生活にも毎日安心して楽しく暮らすことが可能になりました……(略)」と言うお褒めのお便りでした。ありがとうございました。ゴミが広域処理されることにより、「燃える・燃えない」と言う新たな分別が導入され、戸惑った方も多かったと思います。各自治会長さんからも早見表について多く要望が出されていたので今回配布させて頂きました。興部町は生ごみを豊野の支倉牧場さんのバイオマス施設で処理し肥料としてリサイクルしています。この事によりゴミの重量も半減しますので新設したごみ処理施設の建設費や毎年の運営費負担も安くなるのです。正に一石二鳥ですから、皆さん一人一人のご協力が大きな力となりますので、宜しくお願いします。

今、役場では25年度予算案作り作業の最終段階です。今月中には、私の最終チェック(町長査定)が終わり、予算案として3月の議会に提案され決定します。恐らくこれ以外にも国の緊急対策の補正予算が出されたので、その事業計画づくりの作業も行わねばならないと思います。少しでも、安倍総理が言うような景気向上に繋がるよう最大限の努力を私たちも行うようにする考えです。

流水が見えるようになり、冷え込みが一段と厳しくなりますが、各地で冬のイベントも開催されますので温かくして冬を楽しみましょう!! では、また。

お便りをいただく場合は、適当な便箋等を封筒など(使い古しのもので構いません)に入れ、封をして、町役場窓口か、お知り合いの町職員にお渡し願います。町長のみ開封とし、お返事をさせていただきます。不明な点は、総務課総務厚生係まで。TEL 82・2131です。



～興部町の水産振興に 活用して下さい～

12月28日、沙留漁業協同組合 横内武久組合長、富田和幸専務、鈴木精一参事が町長室を訪れ、興部町に2千万円のご寄付をされました。

役場町長室で裕一寿町長に「興部町の水産振興のためにご活用ください」と目録を手渡されました。沙留漁業協同組合様のご厚情に感謝いたしますとともに、厚くお礼申しあげます。



2月7日は北方領土の日。



北方領土の一日も早い返還は、
すべての国民の願いです。

2月7日は「北方領土の日」

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還の実現は、国民の長年にわたる悲願です。

この北方領土問題解決のため、2月7日の「北方領土の日」を中心に、北海道独自の取組として平成25年1月21日(月)から平成25年2月20日(水)までを「北方領土の日特別啓発期間」と定め、北海道、道内市町村及び関係団体が連携し、一層強力に北方領土問題の啓発活動を展開することとしております。

町もこの活動の一環として次の啓発事業を実施しておりますので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

- 「北方領土の日」ポスターの掲示
- 「広報おこっぺ」2月1日号への掲載
- 町ホームページによる広報
- 役場庁舎、中央公民館、沙留公民館、道の駅「おこっぺ」自動販売機内電光掲示板等による広報
- 署名コーナー（役場庁舎内）の設置





今月の元気予報

『冬こそ食中毒の季節です！』
～ノロウイルスにご用心～



「食中毒といえば夏」と思
っていませんか？

確かに夏は、細菌類による
食中毒は増えますが、食中毒
の件数・患者数ともに最も多
いのは冬です。冬の食中毒の
原因のほとんどを占めるのが
ノロウイルス。わずかな数の
ウイルスでも感染するほど強
い感染力で、『食品から人』
だけでなく『人から人』にも
感染するのが特徴です。ノロ
ウイルスによる食中毒や感染
症（急性胃腸炎）は、抵抗力
の低い乳幼児や高齢者では、
発症・重症化しやすく死に至
ることもあるため、特に注意
が必要です。

ノロウイルスとは

小さな球形をしたウイルス
で、11月から3月にかけての
食中毒の主な病因物質です。
『人』にだけ感染し、人以外
の生物や食材中で増殖するこ
とはありません。

ノロウイルスによる食中毒
の原因食品のトップは生牡蠣
などの貝類ですが、ほかの食
品からの感染も油断できませ
ん。いずれも生のものか加熱
が不十分な加工食品などから
感染しています。

ノロウイルスによる食中毒・ 感染性胃腸炎の主な症状

潜伏期間（感染から発症ま
での時間）は24～48時間で、
主症状は、吐き気・嘔吐・下
痢・腹痛であり、発熱は軽度
（37～38度位）です。すべて
の症状が重なる場合、単独の
場合、症状の程度も含めて
様々です。

症状は、通常であれば1～
2日程続いた後、治癒しま
す。また、後遺症が残ること
はありません。ただし、免疫
力の低下した高齢者や乳幼児
では長引くことがあり、激し
い嘔吐や下痢による脱水症状
に注意が必要です。

また、感染しても発症しな
い場合や軽い風邪のような症
状のみの場合もあります。

ノロウイルス予防4か条

ノロウイルスは食品中では
増えず、人の腸管内でのみ増
殖します。そのため嘔吐物や
便を介した二次感染によっ
て、周囲の人に移す危険があ
ります。予防するには、清潔
にすることが食品を十分に加
熱することが基本です。わず
かなウイルスの付着で感染す

るので、特に高齢者や乳幼児
は感染者の近くや感染者の使
用したものに近づかないよう
にしましょう。

- ①食品衛生…生ものを食べる
のを極力避け、85度で1分
以上加熱調理しましょう。
- ②手洗い…ウイルスを洗い流
すため、調理の前後、トイ
シやオムツ交換後などは必
ず石鹸で手を洗いましょう。
- ③衛生管理…調理器具の使用
後は、時々次亜塩素酸ナト
リウム（塩素系漂白剤）で
殺菌しましょう。
- ④汚物処理…嘔吐物、便を処
理する時は、マスクと手袋
を着用、ウイルスが飛散し
ないようにふき取り、汚染
した付近や衣類などは次亜
塩素酸ナトリウム（塩素系
漂白剤）などで消毒しまし
よう。

ノロウイルスによる食中毒 にかかってしまったら…

特効薬はありませんが、医
師の診察のもと水分と栄養補
給による対症療法で、脱水や
体力の消耗を防ぎながら回復
を待つこととなります。
自己判断で下痢止めや吐き
気止めを使わない、症状があ
る時は二次感染防止のため食
品を扱わない、下痢をしてい
る人の入浴は最後にする…
などの注意も必要です。

ノロウイルスには予防ワク
チンはありません。正しい知
識を身につけ、予防に努める
とともに感染を拡大させない
ようにすることが大切です。

（役場 保健師）

今月の保健行事

- 沙留一般健康相談……………4日・25日
- ノルディックウォーキング体験会……………14日
- 介護者ふれあいの会「ほほえみ」……………18日
- 胃がん・肺がん・大腸がん検診……………21日
- 運動実践講習会……………26日午前
- 沙留地区 元気と若さをもうかい 講師運動指導……………26日午後
- 1歳6カ月児・3歳児健康診査……………28日



24年度の資格取得状況

「チャレンジ応援プログラム」活用率アップ!進路実現へ積極的な取組!!

模擬試験で実力試し 資格取得で資質向上

平成二十三年度より西紋地区

教育文化振興会から貴重な支援をいただいている「興部高校チャレンジ応援プログラム」(模擬試験や検定・資格試験受講料の約半額を補助するシステム)の活用状況について、昨年四月

十四日に実施した「就職・公務員模試」から十二月一日の「全統センター模試」までの約八ヶ月分(教頭調べ)をお知らせいたします。

▽利用者延べ数

この応援プログラムを利用し、補助を受けた生徒の延べ総数は百四十九名でした。全校生徒が六十一名なので、一人あたり約二・四回となり、昨年の二回よりもさらに利用者が増えました。

▽学年別利用者延べ数

学年別に見ると、三年生が八十七名(一人あたり三・八回)と圧倒的に多く、二年生が三十回(一人あたり二・三回)で、一年生が三十二回(一人あたり一・三回)となりました。

個人別に見ると、六回以上の補助を受けた生徒も複数出るなど、生徒の意欲を喚起す

ることができたと思います。

▽内容別利用者数

進学の模擬試験に加え、就職模試や公務員模試、SPI(就職用適性検査)で利用した生徒数は、四十五名(進学十八名、就職二十七名)でした。

積極的にチャレンジした成果もあり、国公立大学合格などの進学実績、興部町役場・雪印メグミルクの合格などの就職実績に結びつきました。一方、検定や資格取得のために利用した生徒数は、六十二名でした。ワープロ・情報処理・珠算電卓検定で一級合格者が複数出るなど、着実な成果が生まれています。

▽資格・検定合格者数

資格や検定の合格者数は表のとおりです。現時点で資格取得者は昨年度の実績を上回っています。

級	1	2	準2	3
ワープロ	3	13	-	15
情報処理	1	-	-	3
日商簿記	-	-	-	-
珠算電卓	4	4	-	-
漢字検定	-	-	2	2
英語検定	-	-	2	-

2月の行事予定

- 1日(金) 3年家庭学習期間(2/27まで)
漢字検定
- 2日(土) 高2看護模試
代ゼミ高1・2年模試
- 3日(日) 全商商業経済検定
紋別支部吹奏楽フェスティバル
- 6日(水) スキー授業(1・2年)
- 8日(金) スキー遠足(名寄ピヤシリ)
- 11日(月) 建国記念日
- 14日(木) スキー授業(1・2年)
- 15日(金) 部活動中止期間(21日まで)
- 19日(火) スキー授業(1・2年)
- 20日(水) 第3回校内研修会
- 21日(木) 第2回学校評議員会
- 22日(金) 学年末考査(26日まで)
- 24日(日) 英語検定(2次)
- 28日(木) 卒業式予行・同窓会入会式

*** 3月の予定***

- 1日(金) 卒業式(保護者受付 8:00~)
- 14日(木) 先輩からのメッセージ
- 15日(金) 高校生就職ガイダンス(2年)
- 18日(月) 1・2年職業別説明会
- 22日(金) 終業式
- 29日(金) 新入生オリエンテーション(予定)

活動報告

冬期講習



正月を挟んで十日間の冬期講習を行いました。一年生は五科目に二十六名が参加。二年生は六科目に二十四名が参加。三年生は五科目に十八名が参加し、真剣に取り組んでいました。



立ち、珠算・電卓実務検定・ワープロ検定合格者の表彰伝達を行いました。一級から三級までの代表者が校長先生から賞状を手渡していただきました。

卓球部全道大会

十二月二十六日、二十八日、苫小牧市において北海道高等学校選抜卓球大会が行われました。本校からは、北見支部選会で上位入賞した女子団

体(石田・伊藤・北・佐藤・吉野)と女子ダブルス(北・佐藤組、伊藤・吉野組)に出場しました。団体は、一回戦旭川南高校に三対一、二回戦釧路北陽高校に三対一で勝利しましたが、三回戦で苫小牧総合経済高校に〇対三で敗退しました。ダブルスは、北・佐藤組が、一回戦美深高校ペアに三対一で勝利しましたが、二回戦札幌大谷高校ペアに〇対三で敗退し、伊藤・吉野組は、一回戦標津高校ペアに三対一で敗退しました。来年度も全道大会出場を目指し、頑張ってください。

●どうぞホームページ (<http://www.okoppe.hokkaido-c.ed.jp>) もご覧下さい。

インフォメーション 情報ひろば

所得税の確定申告書は自分で作成してお早めに

平成 24 年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成 25 年 2 月 18 日(月)から平成 25 年 3 月 15 日(金)までです。

平成 24 年分の所得税の確定申告期間は平成 25 年 2 月 16 日(土)から平成 25 年 3 月 15 日(金)までです。還付申告は、平成 25 年 2 月 15 日(金)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。)。ただし、一部の税務署では、2 月 24 日と 3 月 3 日に限り、日曜日でも確定申告の相談及び申告書の受付を行います。

また、申告書は e-Tax による送信(電子申告)、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で確認されるか、税務署にお尋ねください。

■所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの一年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はできるだけ自分で作成して、お早めに提出してください。

※ 日本国内に住所を持っているか、現在まで引き続いて 1 年以上居所がある方

は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、その全ての所得について所得税を納める義務があります。

■申告書を作成するときは

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができる他、印刷した「書面」により提出することもできます。

また、「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

■申告書の税務署への送付について

確定申告書はお早めに提出いただくとともに、税務署に送付する場合には、「郵便物」(第一種郵便物)又は「信書便物」として送付してください。

確定申告書は「信書」に該当しますので、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

※ ゆうパック、EXPACK50Q、ゆうメール、ポスパケットでは、信書を送付することができません。詳しくは、日本郵便株式会社ホームページをご覧ください。

■納期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税の納期限は平成 25 年 3 月 15 日(金)です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税を、是非ご利用ください。

振替納税を利用	振替日(平成 25 年 4 月 22 日(月))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に口座の残高をご確認ください。 ※ 振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成 25 年 3 月 15 日(金)までに提出してください。 ※ 振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。 ※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要となります。 ※ インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では、振替納税が利用できませんので、利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。
現金で納付	現金に納付書を添えて、納期限(平成 25 年 3 月 15 日(金))までに金融機関(歳入代理店)又は所轄の税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。 ※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。



電子納税を利用 自宅やオフィス等からインターネット等を利用して納付できます。
詳しくは、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

■還付される税金がある場合の受取方法について

還付金の受取りに振込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号（ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号・番号のみ。）を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの（氏名のみのお口座）をご利用ください。

※ インターネット専用銀行については、特定の銀行を除いて、還付金の振込みができませんので、振込みの可否については、取引先のインターネット専用銀行にお問い合わせください。

■確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、納税額の他に加算税が賦課される場合がある他、延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

一年間の所得金額と税額を正しく計算し、申告と納税を行ってください。

■申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で！

確定申告書等作成コーナーは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書等を作成できます。

※ e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要）、IC カードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

ネットで申告
おうちで作成



●紋別市南が丘町 2 丁目 紋別税務署 Tel 0158 - 23 - 2191
税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp

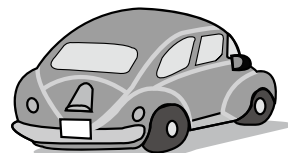
自動車の抹消・移転の登録は3月31日までに

- ◆自動車税は、毎年 4 月 1 日現在で運輸支局に登録されている自動車をお持ちの方に納めていただく道税です。
- ◆自動車を廃車又は売買・譲渡により所有しなくなった場合は、すぐに運輸支局で抹消又は移転の登録をしてください。
- ◆3 月 31 日までに抹消又は移転の登録がされていない場合、平成 25 年度も自動車税が課税されますのでご注意ください。

◎ご連絡・お問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部（札幌市北区北 22 条西 2 丁目）

お問い合わせ内容	電話番号
自動車税の課税について	011-746-1190
自動車取得税の課税について	011-746-1195



○ホームページもご利用ください

▼オホーツク総合振興局税務課のページ <http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim/>

▼自動車税について（北海道総務部財政局税務課のページ）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/car01.htm>

▼国土交通省北海道運輸局のページ

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>



警察署からのお知らせ

1. サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化

～ ちょっと待て そのクリックが 被害を招く ～

最近、ネットバンキングを狙った不正送金事案やパソコンがウィルスに感染する事案など、サイバー空間の危険性が取り沙汰されています。

インターネットは、とても便利ですが、一瞬で世界中に大きな被害が発生するなどの危険性も潜んでいます。

サイバー犯罪の被害に遭わないように、次の対策を実施しましょう。

- パソコンやスマートフォンにはウィルス対策ソフトをインストールする
- ウィルス対策ソフトは常に最心の状態にしておく
- 不審なサイトにアクセスしない
- 身に覚えのない添付ファイルやURLはクリックしない
- unnecessary プログラムや、信頼のおけないサイトからプログラムをダウンロードしない
- IDやパスワードはしっかり管理し、人に教えたりしない
- 不審な入力画面などが表示された場合には、個人情報を入力せず管理者又は関係機関などに連絡する

2. 落氷雪による事故防止

～ 落ちる前 下ろして安心 屋根の雪 ～

例年2月は、寒暖の差が大きくなり、氷のようになった屋根の雪が落ちて下敷きになったり、屋根の雪下ろし作業中の転落事故や除雪機に巻き込まれるなどで尊い命を落とす事故が発生しています。

このような事故を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- ◆屋根の雪やつららを早めに下ろしましょう。

雪下ろしのときには、見張り役を置き、軒下の歩行者や遊んでいる子どもに注意しましょう。

- ◆危険な軒下を歩かないようにしましょう。

落氷雪のおそれのある軒下などを歩かないようにしましょう。

また、建物を管理している方は、看板やロープなどで歩行者に注意を促すようにしましょう。

- ◆子ども達を落氷雪の危険がある場所では遊ばせないようにしましょう。

屋根等からの落氷雪の危険がある場所では子どもを遊ばせないようにするとともに、遊んでいる子どもを見かけたときには声を掛けて注意しましょう。

- ◆雪下ろしは転落防止用ロープ等を装着しましょう。

雪下ろし作業中に雪とともに屋根から転落する事故が発生しています。

雪下ろしを行うときは、転落防止用のロープを確実に装着するなど転落防止の措置を講じましょう。

- ◆除雪機による除雪は安全を確かめながら行いましょう。

除雪中に除雪機への巻き込みや下敷きになるなどの事故が発生しています。

除雪作業中は服装と周囲の安全を確認し、作業の中断及びその場を離れるときはエンジンを停止するなど事故防止に注意しましょう。



国民年金

国民年金の老齢給付受給者の皆様！
公的年金等の源泉徴収票は、届いていますか？

●老齢給付の受給者に送付されています

平成 24 年中に国民年金、厚生年金保険等の老齢または、退職を支給事由とする年金を受け取られた皆様に、平成 24 年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税等をお知らせするために、日本年金機構から『平成 24 年分 公的年金等の源泉徴収票』が送付されています。

源泉徴収票は、平成 25 年 1 月末までに届くように 1 月上旬から順次発送されています。

源泉徴収票に記載されている事項は、その年の 1 年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および控除内容となっています。

●源泉徴収票は大切に保管してください

源泉徴収票は、所得税の確定申告（平成 25 年 2 月 18 日～3 月 15 日までに、住所地を管轄する税務署で受付）の際の添付書類として必要となりますので、大切に保管してください。

●源泉徴収票を紛失したとき、まだ届いていないときは

源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合には、日本年金機構の「ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165」において源泉徴収票の再交付の受付を行っています（その他の年金相談も受け付けています）。

ねんきんダイヤルの受付時間は下記のとおりとなっております。お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

【問い合わせ先】役場住民課戸籍年金係（TEL 82・2131 内線 224）

2月の年金事務 相談所の開設日程

日 時 2 月 28 日(木) 午前 9 時～午後 3 時
場 所 紋別市民会館（紋別市潮見町 1 丁目）

※お客様の相談時間を十分確保するため、完全予約制となります。相談予約は電話により相談開設日の 1ヶ月前から受付します。電話予約受付番号 0157-33-6007（北見年金事務所）

年金のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

○年金相談は、「ねんきんダイヤル」TEL 0570-05-1165

または、お近くの年金事務所をご利用ください。

※ I P 電話・PHS からは「TEL 03-6700-1165」にお電話ください。

月～金曜日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後 7 時まで

第 2 土曜日：午前 9 時 30 分～午後 4 時

*祝日はご利用いただけません。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

平成25年4月1日から希望者全員の雇用確保を図るための高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されます。今回の改正は、定年に達した方を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組み廃止などを内容としています。

なお、お問い合わせにつきましては、お近くのハローワーク又は北海道労働局までお願いします。

▶改正のポイント

- ① 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止（経過措置あり）
- ② 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ③ 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ④ 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定



平成25年 興部町成人式

1月4日、総合センターにおいて、晴れ着に身を包んだ新成人30名を迎え、興部町成人式が行われました。

成人式当日は、昨日の天候がウソのように快晴となり、式典では、成人代表の山内 稀さんが「これからは自己の人格完成に努力するとともに、国家、地域の繁栄と、より豊かで一層平和な、思いやりのある社会を築き上げていくことが、私達の目標であると思います」と答辞を述べ、新成人たちは社会人としての自覚を新たにしていました。

式典終了後は、ロビーにおいて、久しぶりに会う友人達と写真を撮り合ったり、会話を楽しんだりするなど、和やかなひと時を過ごしました。



消防出初式

1月6日、紋別地区消防組合興部消防団と消防署興部支署による新年恒例行事、出初式が興部・沙留・宇津の3分団合同で行われました。

出初式には団員69名が興部支署前に集まり、竹部団長らによる観閲を受けたあと、市街で消防車を連ね各分団ごとに分列行進を行い町民に火の用心を呼びかけました。



沙留漁協青年部「漁師の出前授業」

12月7日、沙留小学校4年生18名を対象に、沙留漁業協同組合青年部による出前授業が、開催されました。

出前授業では「北海道の水産を知り、沙留の漁業を知ろう!」をテーマに、子供たちが事前に調べた沙留の漁業についての疑問(獲れる魚・獲れた魚の行方・漁船の設備・漁師さんの仕事や生活)などを、青年部所属の漁師さんが答えるという内容で行われました。また、実際にあまり見ることの出来ないサケ定置網の操業の様子をスクリーンで鑑賞し、北海道の水産について学び、沙留の漁業について理解を深める授業となりました。

また、漁協青年部では9月27日に沙留中学校1年生を対象に、植樹と海のつながりについての出前授業を実施し、11月1日には同1年生を対象にサケのさばき方や、ホタテの剥き方、セリの見学等の体験学習に協力してきました。

平成25年度は、活動範囲を広げ、地曳網体験学習を行い、子供たちの漁業に対する理解と関心をさらに深めていきたいとのことでした。



町営スキー場オープン!!

町営スキー場が12月23日オープンし、初日の無料開放では多くの方がスキー場を訪れ今シーズンの雪の感触を楽しみました。

1月8日～10日には教育委員会主催による「ちびっこスキー教室」が開催され、興部町スキー協会の講師による指導が行われ、24名の子どもたちが参加し、それぞれのレベルに応じて練習を行いました。

●町営スキー場リフトの運行時間

- 月曜日：18時00分～21時00分(ナイターのみ運行)
- 火曜日～土曜日：9時00分～12時00分・13時00分～16時00分・18時00分～21時00分
(リフト運休時間) 12時～13時・16時～18時
- 日曜・祝日：9時00分～17時00分(リフト運休なし)



今月の行事

2月	行事名
4	子育て教育交流事業 ノルディックウオーキ ング体験会
14	第10回おこっぺミニ・ ミニ雪まつり
16	

町のうごき

1月	行事名
4	興部町成人式
6	消防団出初式
7	役場御用始め
24	町長と自治会長との懇 談会

ご出産おめでとう			
出生児名	親の名	住 所	
◎女の子			
伊藤 せな	健佐 二織	元 町	
齊藤 夢那	秀那 樹奈	泉 町	

ご寄附のお礼

▽新町裕要子さんより亡夫
(故裕敬さん)の香典返しを
廃して
新町自治会へ
社会福祉協議会へ
金 一封

▽釧路市笹井誠さんより亡父
(故笹井一さん)の香典返し
を廃して
宮下町自治会へ
社会福祉協議会へ
金 一封

▽富丘武藤鉄夫さんより亡母
(故武藤艶子さん)の香典返
しを廃して
富丘自治会へ
社会福祉協議会へ
金 一封

▽沙留汐見町佐野勇二さんよ
り亡母(故佐野吉子さん)の
香典返しを廃して
沙留汐見町自治会へ
社会福祉協議会へ
町へ
(興部町国民健康保険病院医
療機器設備基金)
金 一封

▽秋里三浦佐吉さんより亡妻
(故三浦リウさん)の香典返
しを廃して
秋里自治会へ
秋里自治会第4班へ
秋里A・Dへ
秋里女性部へ
秋里老人クラブへ
社会福祉協議会へ
金 一封

国保病院からのお知らせ

2月の皮膚科 診療の日程

◎期日 5日(火)・19日(火)

◎場所 興部町国民健康保険病院

お悔やみ申し上げます

死亡者氏名	住 所	年齢
裕 敬	新 町	78
門脇 清子	栄 町	72
佐野 吉子	沙留汐見町	84
三浦 リウ	秋 里	94
武藤 艶子	富 丘	85



ひとりで悩まないで
悩んでいる・困っているなら

人権擁護委員

に相談してください

☆わたしたちの街の人権擁護委員です

田中 啓一 ☎82-2522
小山真由美 ☎82-2996
今井 秀和 ☎83-2244

子供の人権110番 フリーダイヤル
0120-007-110

ゆっくり、ゆとりで
冬道を安全に！

毎月15日は、道民交通安全の日です

●人のうごき	人口 4,164	／ 男 2,040	／ 女 2,124	／ 世帯数 1,816	12月末現在
	(前月比) (-7)		(-2)	(-5)	(-1)

